

平成 27 年 7 月 31 日
物流審議官部門物流政策課企画室

「物流事業者における KPI 導入のあり方に関する検討会」 「KPI 導入の手引き」（最終版）の公表について

○物流事業者における KPI の導入は、①自らの事業の生産性、最適性、課題等を明らかにし、業務改善に繋げるとともに、②荷主に対しても理解を得やすく、荷主とパートナーとして連携していく素地を形成する効果をもたらします。

○ところが、中小事業者が大半を占める物流産業においては、企業間競争の激化により人件費が切り詰められる等、業務の効率化ではない部分での競争が行われているおそれがあります。このため、荷主と物流事業者が一体となって健全な効率化を通じた物流産業の発展を促す必要があり、KPI 導入・普及促進をその手段として活用するための諸課題を検討するために本検討会を設け、平成 26 年 11 月から平成 27 年 3 月までに 4 回開催し、「KPI 導入の手引き」について検討を行いました。これに関し、同検討会での意見を踏まえて修正し、とりまとめを行ったことから公表を行うものです。

○今後、国土交通省においてもホームページへの掲載を行うとともに、地方運輸局等を通じて広く周知していきませんが、公益社団法人日本ロジスティクスシステム協会（JILS）主催の講座・講演会等や一般社団法人日本物流団体連合会及びその傘下の物流事業者団体での更に具体的な取組を推進するためのチェックシートの検討や積極的な活用を通じた周知活動の推進も望まれます。

○また、今年 12 月に開催予定のグリーン物流パートナーシップ会議においても、物流の生産性向上による持続可能な物流体系の構築に資する取組として、物流 KPI を活用したものを応募の対象に含むこととし、それを通じて普及活動を図って参ります。（7 月 7 日プレス発表「平成 27 年度グリーン物流パートナーシップ優良事業の募集について ～大臣表彰・局長表彰の募集を開始します～」参照）

平成 26 年 11 月より全 4 回で開催されました「物流事業者における KPI 導入のあり方に関する検討会」にてとりまとめた「KPI 導入の手引き」を公表いたします。

（別添）「物流事業者における KPI 導入の手引き」概要版

なお、詳細版については以下をご参照ください。

URL : http://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_000218.html

【問合せ先】国土交通省物流審議官部門物流政策課企画室 宇津井

電話番号：03-5253-8111（内線 25-402）

直 通：03-5253-8799 FAX：03-5253-1674

メー ル： utsui-m2er@mlit.go.jp